

## 水道料金の軽減について

お客様が適正な管理をしていたにもかかわらず漏水した場合は、その水道料金の一部を軽減できる場合があります。軽減を受けようとするときは、水道料金軽減申請書に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて提出してください。

軽減の対象となる場合	<ol style="list-style-type: none"><li>1.天災、地変等不可抗力的な要素が原因の場合</li><li>2.地下漏水等使用水量増加の原因が発見困難であった場合</li><li>3.濁水、エア一滞留等が原因で使用者の責任と認められない場合</li></ol>
軽減水量	<ol style="list-style-type: none"><li>1.上記1・2の場合は漏水量の2分の1</li><li>2.上記3の場合は町が認めた水量</li><li>3.漏水時使用水量が過去12ヵ月分の平均使用水量の10倍を超える場合は、その超えた水量</li></ol>
軽減の対象とならない場合	<ol style="list-style-type: none"><li>1.漏水の原因が使用者の責任であると認められるもの</li><li>2.露出配管部分から漏水しているとき</li><li>3.温水器、瞬間湯沸器等特殊器具の故障等により漏水しているとき</li><li>4.水洗便所の洗浄用装置の故障等により漏水しているとき</li><li>5.漏水箇所が容易に見出せるとき</li><li>6.給水装置の不正工事により漏水しているとき</li><li>7.漏水に気づきながら放置したとき又は修理を故意に拒んだとき</li><li>8.町又は指定給水装置工事事業者以外の行った工事及び修理が原因で漏水しているとき</li><li>9.町又は指定給水装置工事事業者以外が修理を行ったとき</li><li>10.給水装置の新設、改造から5年以内のとき</li><li>11.過去5年以内に軽減措置を受けているとき</li><li>12.水道料金を未納しているとき</li></ol>
対象期間	原則として1ヵ月分
申請方法	水道料金軽減申請書に修理代金の領収書の写しと修理前後の写真を添えて、修理完了後1ヵ月以内に提出してください。
お問い合わせ	伊方町役場 上下水道課 上水道係 電話 0894-38-2663